

■旧竹林院

入園に係る利用料金の上限額

● 現行(平成28年度)

区分	個人利用	団体利用(15人以上)
小学生	160円	120円
高齢者	210円	
大人	320円	250円

備考 1 この表中、「高齢者」とは、65歳以上の者であって市内に住所を有するものをいい、「大人」とは、中学生以上の者であって高齢者以外のものをいう。

2 市内に住所を有する者であって、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの、滋賀県療育手帳制度実施要綱(昭和48年12月1日施行)に規定する療育手帳の交付を受けているもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの並びにこれらの者を介護する者(これらの者1人につき1人に限る。)は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

● 平成29年度以降

※ 利用料金額表については変更ありません(現行の表と同じ)。

区分	個人利用	団体利用(15人以上)
小学生	160円	120円
高齢者	210円	
大人	320円	250円

備考 1 この表中、「高齢者」とは、65歳以上の者であって市内に住所を有するものをいい、「大人」とは、中学生以上の者であって高齢者以外のものをいう。

2 次のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

(1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの

(2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの

(3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

(4) 市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの

(5) (1)～(4)に規定する者を介護する者((1)～(4)に規定する者1人につき1人に限る)